特集 職場のメンタルヘルス対策 一アンケートと事例からみる最新事情

仕事上のストレスで、「心の健康」を損なう人が増えている。このため、メンタルヘルス対策への関心が急速に高まってきた。今号の特集では「職場のメンタルヘルス対策」について、①社内的な支援体制によるメンタルヘルス不全の発生予防②心の不健康状態を起こしかけた人の早期発見とカウンセリングによる援助③不幸にしてメンタルヘルス不全になった人への復職や復職の支援——を切り口に、アンケート・事例調査により、企業における対策の最新動向を紹介し、新たな課題を摘出する。



ビジネス・レーバー・モニター特別テーマ調査

7割がメンタルヘルスと企業パフォーマンスの関連性を認識

でみると、一〇〇~二九九人が三・二回答企業を従業員規模別(全従業員) 業は九五社で、回収率は九二・二%。 三〇日~一〇月一八日に実施。回答企 用したアンケート方式で、〇五年九月 ーネットの専用回答WEBサイトを利 ーネットの専用回答WEB の五年九月 は、五祖で、回収率は九二・二%。 本別(二八組織)を対象にインタ は、五四団体)、単組(四二組 調査は、モニターの企業(一〇三社)、 ると考えており、メンタルヘルスケア 多くの企業が、メンタルヘルスと生産 を聞いた。その結果、メンタルヘルス スに対する取り組みや職場の実態など モニターなどを対象に、メンタルヘル いるビジネス・レーバー・モニター調 出てきており、メンタルヘルス対策は 事や職業生活で強い不安、ストレスを に問題を抱えた従業員は増加傾向で、 ンタルヘルスケア」を取りあげ、企業 査では、今回の特別テーマとして「メ 労働政策研究・研修機構が実施して 企業にとって重要な課題となっている 企業の安全配慮義務が問われる場面も ら精神疾患を患うケースも増えるなか る。長時間労働など過重な労働負荷か



図1 メンタルヘルスケアの取り組みの位置づけ(n=95)

82.15

□重要課題の一つ

□重楽課題ではない

50%

図2 メンタルヘルスの問題と生産性の低下などマイナスの影響(n=95)

50%

60%

40%

48 45

40%

回無回答

■関係がある

■あまり関係がない

5.3%

0%

10%

□最重要課題

1685

10%

□密接に関係がある

□どちらとも言えない

□まったく関係ない

20%

30%

0%

もっとも多い

(四二・〇%) ことと符

同僚」を一番重視すると考える企業が

アの担い手について、

「職場の上司・

企業が多いことは、メンタルヘルスケ

|階層別の教育・研修||を実施する

○%と少なかった(図4)。

実施しているところは、ともに一

「従業員の家族向けの啓発・教育」を

で続き、

「カウンセラーなどの養成」

合している。

次いで、

一従業員本人の

20%

□あまり重要課題ではない

30%

たアンケート結果を紹介する。 となっている。本稿では、企業に聞い 五%)、非製造業が四八社(五〇・五%) 九五社のうち、 万人以上が三三・七%となってい ○○○~九九九九人が五○・五% 三〇〇~九九九人が一二・六%、 製造業が四七社(四九・ る

企業パフォーマンス密接なメンタルヘルスと

について、 要課題 を聞いたところ、 企業が、メンタルヘルスケアの問題 「重要課題の とする五・三%を合わせて約 どのようにとらえているか 一つ」と回答、 八割超(八二・一%) 一最重

8.4% 3.25

90%

11.65

90%

80%

□どちらかと言えば重要課題

70%

日無回答

18.95

70%

80%

□関係がない

□どちらかと言えば関係がある

1.05

1.1%

100%

100%

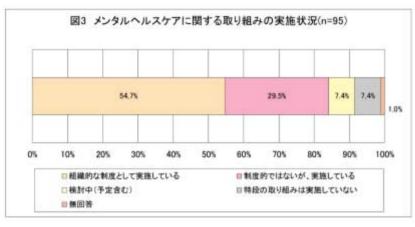
連性について、 約半数を占め、 ぼすと考えているかについては、 パフォーマンスにマイナスの影響を及 せると、七割近くの企業が、メンタル と答えたところ(一六・八%)を合わ 係がある」とする企業が四八・四%と 下や重大事故の発生など、 けている(図1) ヘルス問題と企業パフォーマンスの関 九割の企業が重要な課題として位置づ メンタルヘルス問題が、 積極的に認めている。 「どちらかと言えば関 「密接に関係がある」 生産性の低 実際の企業 関

を加えると、 係ある」と答えたところ(一八・九%) メンタルへ ル スと企業パ ころ、

図 2 。 ちらともいえない」と回答した企業は フォーマンスに関係があると感じてい とするところは三・二%となっている るところは八割以上に及ぶ。一方、 一・六%で、 「あまり関係がない」 ど

業が具体的取り組みを始めていること る」が二九・五%と、 取り組みを実施しているかを聞いたと 相談・予防や復職支援などの具体的な 従業員のメンタルヘルスについて、 かった(図3) が五四・七%と半数を超えてお 制度的ではないが、実施してい 「組織的に制度として実施して 八割を超える企

いる り、



最も重視 ・同僚の役割を

調査・問診」 職後の支援体制整備」「産業保健スタ 順。これに、 の設置」が六三・六%、 も多く、次いで「社内の相談窓口・室 体的な中身では(複数回答)、 五一:三%、 五六・八%、 が五〇%前後 トラなどを活用した周知・啓発・PR ッフへの委嘱」 機関・窓口への委嘱」が六○・二%の の教育・研修」が七○・五%ともっと メンタルヘルスケアの取り組みの具 「残業削減など労働環境の改善」「復 「心の健康やストレスに関する <u>Б.</u> -% 五二:三%、 「担当者の教育・研修」 (それぞれ五六・八%、 「従業員の教育・研修」 「パンフレット、イン 「社外の相談 四六・六%) 五二:三% 「階層別

を促す重要な要素の一つと言えそうだ を意識することが、 て、「組織的な制度として実施してい メンタルヘルスケアの取り組みについ 係がある」と考える企業ほど、実際の スの関係を「密接に関係がある」 ヘルスの企業パフォーマンスへの影響 メンタルヘルスと企業パフォー 割合が高くなっており、 制度的な取り組み メンタル ・マン 関

Business Labor Trend 2005.12

%

がもっとも多く、

続いて

いた問いでは、

部下

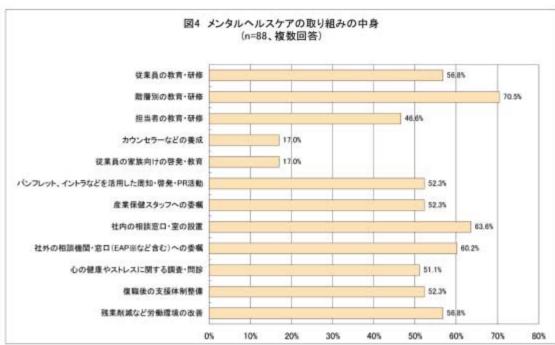
のメンタルヘル

スに注意を払うよ

「職場の上司・同僚」(三

上司(管理監督者)の役割について聞

メンタルヘルスケアにおける職場の



%、一二·五%、 人の 業医等」「人事労務部門」 なっている。 自己管理」 (それぞれ、二〇・五 「従業員本 順と

 \mathcal{O}

れて 少

%で、自己管理による予防に期待する にあげる企業がその約半分の二○·五 企業が少なくないことが分かる(図5) 一番目に重視する担い手についてみる

自己管理による予防に期待する

|己管理(セルフヘルスケア)|

を第

で最多。 企業が七三・九% う指示している」 ン な面談等を通じて タル 極的に部下の 行うよう指 ヘル 「定期的 スケア

を

プライバシー保護が 相談のカギ

多く、 ない 設けている」が六二・五%ともっとも内・外のメンタルヘルケア専用窓口を が 置」について、 0) 「メンタルヘルスケア相談窓口 が、 九 <u>:</u> 「メンタル 社内に相談窓口を設けている」 % その方法をみると、「社へルスケア相談窓口の設 「人事・労務担当者 ヘルスケア専用では

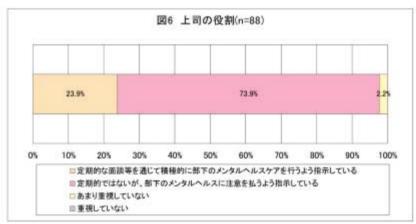
アに組み込んでいることになる(図6) 多くの企業が取り組んでいる社内外 、なくなく、ほぼ四社に一社が 上司の役割」を明確に位置づけてケ いる」とする企業も二三・ 九%と 「職場

外の専用相談窓口」を設けている企業 設けている」 まく機能させるために、 を占めている。 している企業も約三割 タルヘルスケア専用の相談窓口を設置 は四七・七%。 を設けている企業は四五・五%で、 で考えると、 なっている(図7)。 メンタルヘル ところを社内と社外の スケアの 「社内の専用相談窓 社内・外の両方にメン 「専用 相談窓口 (三〇・六%) 相 談窓口 [をう 社 別

ばならない メンタルヘルスに対する一般的な まりつつあるもの 0 が、 プライ クリアしなけ バシー問 題

認識が、





受け付けている」 が . 四 %などと

労務担当者を仲介して相談してもらう 護が図られている。 扱いの実態はどうなっているのだろか が相談担当者となっている」や くの企業で制度的にプライバシーの保 みになっている」と回答しており、 含め社内に知られずに相談できる仕組 相談窓口を設置している企業の八割強 (八二・九%) 図7 相談窓口の設置状況(n=88) .組みになっている」とする企業は少 談窓口におけるプライバシーの取り が「人事労務担当者を 11.45 6.85 62.5% 19.3% 「人事労務担当者 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 705 80% 90% 100% 「人事 □ 社内・外のメンタルヘルスケア専用窓口を設けている ■メンタルヘルスケア専用ではないが、社内に相談窓口を設けている 多 □人事・労務担当者が受け付けている 三特段の窓口は設けていない

関しても、 多くの企業が、メンタルヘルスケアに めたルールでカバーしている」と回答。 約七割(六九・三%)の企業が「プラ で対応していることが分かった。さら れている雇用管理情報に関するルール イバシー(個人)情報全般に関して定 ように決められているか聞いたところ となっている(図8) プライバシーの取り扱いルールがどの に、通常の個人情報保護規程とは別に、 メンタルヘルスケア全般に関して、 「メンタルヘルスケアに関する規程や 一計画等でル 個人情報保護規程に定めら ルル が定められて

> **図** 9。。 するよう求めている」が一五・九%で、 段のルールはないが、 る」も一三・七%あった。 していない」 「ルールも慣行もなく、 方、 特

に相談できるほど敷居が低くないの

が

数派

(それぞれ ⁻ 1・○%、

六

%

機能が十分に果たせない。では 相談に来て欲しい人に来てもら プライバシーが確保されないと、

進む外部資源の利用

ている。

業場における労働者の心の健康づくり ると言われている。厚生労働省の「事 やカウンセラーなど、外部メンタルへ 近年、 活用・ネ ための指針」 スケア・サービスの活用が進んでい 従業員支援サービス(EAP) ィット にも、 ・ワー ークの 「事業場外資源 形成 が ?盛り

ル

六割強(六二・五%)の企業が「すで

スの利用状況について聞いたところ、

外部のメンタルヘルスケア・

サー

0)

%と少なかった 気を付けて対応 特段の対応を ع 要な場合には、 に事業場外の医療機関及び地域保険機 ら必要な情報提供及び助言を受けるこ 頃から形成しておくこと」が求められ 関に紹介するためのネットワークを日 込まれてお ゃ

「必要に応じて労働者を速やか

適切な事業場外資源か 「専門的な知識等が

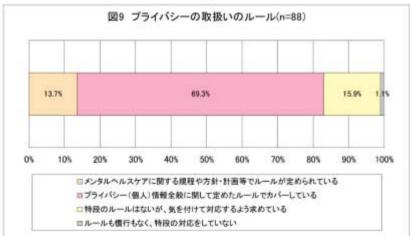
できた。次いで「契約はしていない 業が二三・九%で、

活用が進んでいる実態を確認すること ア・サービスがある」と回答しており に契約している社外メンタルヘルスケ

ところが活用できるか知らな 応じて活用できる」とする企 が、リスト化しており必要に い」「活用は考えていない」 %) だった(図10) (それぞれ七・九%、 活用に消極的な企業は 「どんな

など、





多かった。実際に、 を超えて長時間働い 環境の改善」を上げる企業が 備されているのだろうか。 など、改善のための体制 業員に対する相談の義務づ みでも、「残業削減など労働 ンタルヘルス不全を引き起こ ヘルスケアの具体的な取り組 良く知られており、メンタル 恒常的な長時間労働が、 す大きな要因となることは 一定時間 ている従 が け

で面談を実施り割が長時間労

労働の従業員に面談を義務づけていた。 少なくない (図11)。 ていない」とする企業も三五・二%と 体制を整備していることになる。一方、 合わせると、実質的に七割近くが面談 とが奨励されている」(一九・三%)と として面談を受けることが決められて 「ルールではないが、面談を受けるこ 「特段、面談を受けさせる措置はとっ 数 (四五・五%)の企業で「ルー

職場復帰プロセスケアの成否を分ける

メンタルヘルスケアで、予防ととも

明確にしておくことが必要である」と 業務への復帰までの流れをあらかじめ にするために、 を円滑に進め、 場復帰支援の手引き」では、職場復帰 の健康問題により休業した労働者の職 生労働省が平成一六年につくった「心 が、メンタルヘルス不全で休職していに企業の担当者の頭を悩ませているの 業務遂行サポートまで一連の職場復帰 0) た従業員の職場復帰の取り扱いだ。 しており、事業者が行う職場復帰支援 内容について総合的に示している。 ロセスについ 復職判定から職場復帰、 業務が継続できるよう て、 「休業の開始から通常 いかつ計 継続的

の整備と周知が必要だ」として、各企め、職場復帰支援に関する体制や規程的に行われるよう積極的に取り組むた られている」としており、残りの四割 としている。特段に組織的な手続きを その都度相談してやり方を決めている」 弱(三六・四%)は「復職については、 内で復職に関する手続きルールが定め 上司・担当者に任せている」という企 についてどのようにしているか聞いた 「復職は、それぞれの職場 社 ル

踏まずに、 ところ、過半数 (六〇·二%) が 業でのルールづくりを求めている。 職場復帰にあたっての手続きルー 四%と少なかった(図

二〇・四%と少なくなかった(図13)

見解分か

れる復職

という企業も、それぞれ二一・六%、

自の基準はなく、

医師の診断書に従う

何らかの基準を設けていることになる

「その都度検討して決める」や、

独

図12 復職にあたっての手続きルール(n=88) 60.2% 36.45 10% 100% 0% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% □社内で復職に関する手続きルールが定められている

設けられる委員会(「復職判

などを組織的に進めるために

帰支援の手続き、

計画づくり

職場復帰の判断や、

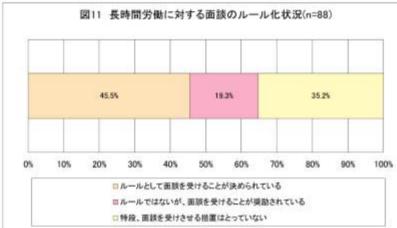
職場復

判定委員会の設置

見られる (図1) の設置については、 について、 スは完了しない。復職後の なければ、職場復帰のプロ 当然、職場復帰だけではな 置を検討中(予定含む)」(二一・ いて聞いたところ、 どのように取 り

考えはない」と回答した企業 六%)を加えると四割強とな る」(二二・七%) に、「設 た。ただ、すでに「設けてい が五五・七%と過半数を占め 定委員会」など)の設置につ 談や助言などのサポート体制 遂行できるようにサポートし く、その後も継続して業務が 否定派がほぼ拮抗していると 復職支援のための委員会 肯定派と 「設ける 面 セ

図10 社外の専門家·窓口活用状況(n=88) 62.5% 23.95 7.9% 5.7% M. 10% 20% 30% 40% 50% 80% 70% 80% 90% 100% □すでに契約している社外メンタルヘルスケア専門家・相談窓口がある ■契約はしていないが、リスト化しており必要に応じて紹介・活用できる □どんなところが活用できるか知らない □活用は考えていない





して一定の基準がある」とする二一・

六%を合わせると、半分以上の企業が

も多く、

「ルールではないが、慣行と

る」が約四割(三六・四%)ともっと

については、

「ルールとして決めてあ

基準が、あらかじめ決められているか

職場復帰の可否を判断する何ら

か

だった(図15)。 それぞれ六・八%、 のみが定期的に面談・ た、復職後の面談・助言を制度化して 等が定期的に面談・助言する」といっ として、一定の期間、産業医や担当者 ともっとも多く、次いで「社内ルール と答えた企業が約六割(五九・一%) 医や専門担当者等が面談・助言する」 決まっていないが、必要に応じて産業 んでいるか聞いたところ、 いる企業も二九・六%と少なくない。 「人事労務担当者や上司(非専門家) 「特段の支援措置はとっていない」や 四・五%と少数派 助言する」は、 「ルール いる。 いが、 勤制度) 」 短時間勤務など慣らし運転的に仕事を

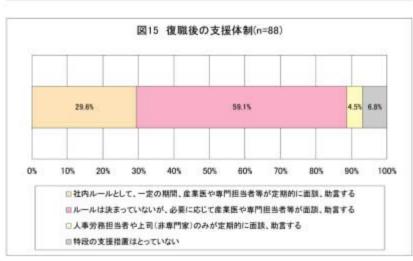
職場復帰をスムー

ズに行うためには

を決めている」は三五・二%となって 三%)と合わせると、六割以上が「試 るか聞いた問いでは、「ルールではな 制度」が社内制度として設けられてい トになるといわれている。「試し出勤 再開する「試し出勤制度(リハビリ出 た企業が三七・五%ともっとも多く、 し出勤制度」 「ルールとして決められている」(二七・ 。また、 実質上行われている」と回答し なども、有効な復職サポー を何らかの形で実施して 「その都度検討して対応

図13 復職の可否の判断基準(n=88) 36.45 21.6% 21.65 20.45 0% 10% 60% 70% 100% 20% 30% 40% 50% 80% 90% □ルールとして定めてある ロルールではないが、慣行として一定の基準がある □その都度検討して決めている □独自の基準はなく、医師の診断書に従う





7~8割が最多

ぞれ三・二%、三・二%、二・一 三三・七%ともっとも多く、次いで「半 なっている(図 た」「全員復職しなかった」で、 復職できた」「二~三割程度復職でき が集中している。そのほかは、「全員 から九割程度以上までに大多数の企業 が二二・一%となっており、半分程度 とんど全員復職できた(九割程度以上)」 分程度復職できた」が二六・三%、 ここ五年間で、 八割程度復職できた」とする企業が 休職者の割合を聞いたところ、 16 実際に職場復帰でき 復職できな 15 ー % と それ 休職 ぼ

> うだ。 が実現するわけでもないが、者が多いとはいえないが、 0) が現状のよ 全員の復職

求めている。「心の健康づくり計画」めた「心の健康づくり計画」の策定を 者の心の健康づくりのための指針」で % だが、「策定中」(一二·五%) と をすでに策定している企業は三三・〇 み方法などについて基本的な事項を定 を有効に進めるため、具体的な取り組 は、企業におけるメンタルヘルスケア 厚生労働省の (四六・六%) を合わせると、九割以 が計 「策定を予定/考えている」ところ 画の策定に前向きに 「事業場における労働 取り組んで

少なかった(図17) 「策定する考えはない」は七・九%と む取り組み や従業員の参加で

組等の意見聴取を行っている」が三一・ く」としている企業が三五・二%、 設定はしていないが、 が四七・七%と最多。 委員会で扱っている」と回答した企業 ところ(複数回答)、 織がどのように関わっているか聞いた みについて、労働組合などの従業員組 企業のメンタルヘルスケアの取 %と多く、 協議 「労使の安全衛生 (団交など) 意見があれば聞 次いで「特段の ŋ

> えていない」 また、「まったく、参加については考 いる 図 18 れ一七・〇%、一二・五%と少ない。 している」と答えたところは、それぞ ーマとして扱っている」や ヘルス専門の委員会等に労組等が参加 回答企業の属性をみると、労組 企業は三・四%となって 「メンタル あり

> > 1)

取り組み(検討中含む)を実施してい る企業のみでみると、労組ありが八三・ メンタルヘルスケアについて何らかの が八○・○%、労組なしが二○・○%。 いる企業の割合が高いが、 労組なしが一六・一%となって 労組がある方が取り組ん ほとんど

答が多く、 なっている。 は考えていない」とする企業は僅かに 全衛生委員会で扱っている」とする回 も「意見があれば聞く」や の参加について、 よさそうだ。メンタルヘルスケアに取 **〜組んでいる企業では、労組・従業員** の有無による違いはないと言って 「まったく、参加について 労組のないところで 「労使の安

厚生労働省が指針に基づいて作成した テムの必要性が重視され始めている。 ような緊急時に対応した心のケアシス アップされ、事業場においても、この 心の傷(PTSD)の問題がクローズ 近年、大きな事故や災害などによる

図17「心の健康づくり計画」策定状況(n=88) 33.0% 12.5% 46.6% 7.9% 0% 10% 20% 30% 40% SOA 60% 70% 80% 90% 100% □すでに策定済み □策定する考えはない ■策定中 □策定を予定ノ考えている

図16 休職した従業員の復職できた割合(n=95)

50%

60%

26.35

70%

□1割(以内)程度復職できた

= 半分程度復譲できた

80%

■ほとんど(9割程度以上)全員復識できた

□そもそもメンタルヘルス不全者はいない

3.25 6.3%

90%

100%

33.7%

40%

22.1%

20%

30%

10%

口無回答

□ 全員復職で会た □7~8割程度復職できた

■2~3割程度復職できた

■全員復職しなかった

0%

ブライアンス・企業倫理がより重視さ

社会全体の関心の高まり」

「コン

多くなっている。

次いで、

「厚生労働省の施策をはじ

あげる企業が約七割を占めてもっとも

ヘルス不全を患った従業員の増加」を

者が出てきたため」など、

心身の不調を訴え、

長期欠勤する 「メンタル



展や、

業務量増加、

人員削減などによ

が続発したことが契機」「OA化の

進

取り組みのきっかけにメンタル不全者の増加が

じ、メンタルヘルス不全で長期休業者 ンタル面で問題を抱える従業員が、二 記述で聞いた回答を整理すると、 り組んだ「きっかけ」について、 取り組むようになったのだろうか。 きっかけから、 実施しているが、そもそもどのような ○○○年以降増加傾向だったため」「過 スケアに関するさまざまな取り組みを このように、各企業はメンタル 特定部署で極端な業務繁忙が生 メンタルヘルスケアに 自 <u>_</u>メ 由取

施状況チェックリスト」でも、 「事業場における心の健康づくりの 「対応ルールはな では、 実際にど また、 「緊急

は九・一 八六・四%と大多数を占める。 いが、その都度相談して対応する」が 四・五%と僅かで、 でいると思われるモニターの中でも、 の程度整備が進んでいるのだろうか 時の心のケア」の整備状況が項目とし に従って対応する」と回答した企業は 大企業が多く、比較的取り組みが進 て盛り込まれている。 「対応ルールが定められており、それ 「特段の組織的対応は考えてい %となっている。

りにかかる負荷が増えることが予想さ 理化を進める過程で、 題が起きる可能性が高まったから」 境の変化や、新規採用の抑制による年 げるところが多くなっている。そのほ ため」など、社会的関心の高まりをあ ンタルヘルスの関係が社会問題化した もある。 る従業員の負荷の増加を指摘する企業 じたから」など、 れ、メンタル面でのケアの必要性が生 齢構成の偏りから、メンタル面での れるようになる中で、長時間労働とメ 「IT化の促進などによる職場環 職場環境の変化によ 従業員一人ひと 間

どの回答も見られる。 管理の一環として取り組み始めた」 業員の健康管理(安全衛生)の一環と とから、メンタルヘルスケアに取り組 して実施していた」や「企業のリスク み始めたところもある。 な事故などに結びつく可能性があるこ が大きい」など、業務上のミスが大き る異常行動やミスが顧客に与える影響 「公益企業として、社員によ 「従前から従

まだまだ低い職場の認識

0) メンタルヘルスケアを進めるうえで 課題については(自由記述)、 「社内

> つ バランス確保が困難」などの指摘があ を高めたいが、個人情報保護と両立さ ら判断が難しい」 るか、プライバシーの保護との関係 について、どこまで、 確保も重要な課題で、 管理職については、 り組みで重要な役割を期待されている 的にメンタルヘルス自体の概念が浸透 全配慮義務と本人のプライ せる仕組みづくりが課題」 意見が出されている。プライバシーの する企業が多い。とくに、職場での取 かなり異なる」など、職場のメンタル する認識が薄い」「理解が人によって 員のメンタルヘルス問題の重大性に対 しておらず、 ヘルス自体に関する認識の低さを指摘 気付く能力の修得が必要」などの 直属の上司がキーマン。 認知されていない」「職 「社内での相談機能 「病状の気づきで 誰に情報を伝え 「職場での対応 ・バシーとの 「会社の安 観察力な

ケアがなかなか進まない」など、 厚い保護制度によって本人の回復意欲 る。 フケアの難しさも課題にあげられて が削がれるケースもあるなど、セル ついての自らの理解が課題」や そのほか、 また、 を阻害する大きな要因と指摘する 、ルスケアの専門家が、 カウンセラーなどメンタル 「本人の気づきと、 取り組 セ 手 フ

しい」などの意見もあった。 8割がさらに深刻に

なると予測

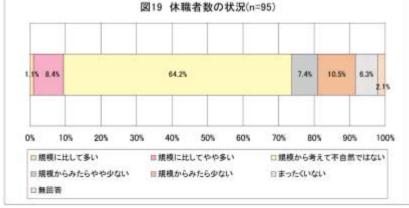
せない」

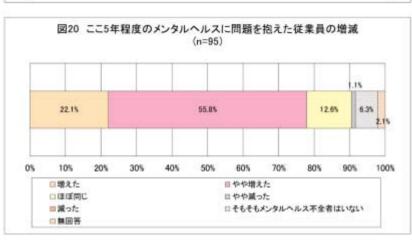
「費用対効果の評価が

「対策の効果が目に見える形で表

職場におけるメンタルヘルスの実 では、 企業の人事労務担当者が

> らやや少ない」が七・四%などとなっ 考えて不自然ではない」と回答し、も をみてみよう。 企業は六・三%となっている(図 職者が「まったくいない」と回答した ている。メンタルヘルス不全による休 たところが八・四%、 みたら少ない」とする企業が一○・五 っとも多かった。次いで、 える企業(六四・二%) に考えているかについては、六割を超 員規模との比較でみた場合、 不全による休職者の数について、 態について、どのように感じているか 「規模に比してやや多い」と答え 現在のメンタルヘルス 「規模からみた が「規模から 「規模から どのよう





最多で、 問題を抱えた者の増減をみると、 しについては、 ルヘルス不全者が増えたと回答してい を合わせると、約八割の企業でメンタ や増えた」とする企業が五五・八%と の、ここ五年程度でメンタルヘルスに 多くが「不自然ではない」としたもの メンタルヘルスをめぐる今後の見通 休職した従業員の相対的な数では、 「ほぼ同じ」とするのは一二・六 「増えた」とみる二二・一% 過半数の企業(五三・ \(\forall \)

%を加えると、 り、 が「やや深刻になる」と感じて 「深刻になる」とする二二・ 状況が厳しくなると考

している企業は「やや改善する」

0)

僅

%にとどまった(図21)

まま」とみており、

改善すると回答

となった。

残りの約二割は「ほぼ現状

えている企業は八割近くを占める結果

五 : 三%、

「課長職」

が

八八

兀

%

場の <u>=</u> %

|人間関係のストレス|

<u>三</u>五

•

とトップで、

次いで僅差で

図21 今後のメンタルヘルスの見通しについて(n=95) 213 53.7% 21.15 22 15 1.0% 10% 100% m 20% 30% 40% 50% 70% 80% 90% 60% □ 深刻になる ■やや深刻になる □ほぼ現状のまま 口無回答 □やや改善する □改善する

課長職直前 集中する休職

超えた。次いで、 後期」との回答が五四・七%と半数を とも多かったかについて聞いたところ、 ンタルヘルス不全による休職者がもっ 主任や補佐など課長職直前の ここ五年程度の間で、 新卒入社 一〇年程度まで) 「若年層前期 どの階層に 「若年層 (役職 が

> 状況を、 ぞれ七・ 年層後期」に集中している様子が分か どとなっており、休職者の発生 の四四・二%で、それに「若年層後期 23 が三七・九%と並ぶ。他の っとも負荷が高まったのは、 る 図 22。 **「若年層前期」をあげる企業は、それ** ここ五年程度で眺めると、 四%、 役職階層別の仕事の負荷の 四・二%と少ない 「部長職 「課長職 が 図 ŧ

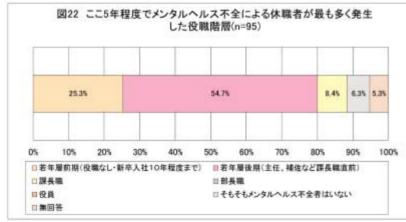
の負荷が、 起こす大きな要因となっていることは 長時間労働や過剰な責任などの仕事 られているが メンタルヘルス不全を引き 階層別にみた仕事

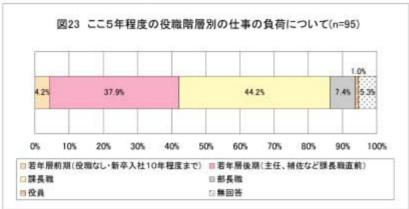
知

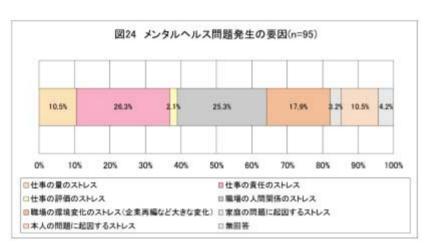
負荷の状況と、 ないので、注意が必要だ。 際の休職者の人数とは必ずしも 長職」と回答した企業は僅かだが、 \mathcal{O} ろが半分以上あり、 では「若年層後期」 際のメンタルヘルス不全による休職者 0) は言えないようで、 っとも休職者が発生した階層として な場合、必ずしもリンクして は一割にも満たない。このため、 負荷が高いと回答した企業でも、 実際の休職者の発生を が多いとしたとこ 「課長職」 「課長職」とした の いると 致 課 ŧ 実 実

も関係している要因は何かとの問い メンタルヘルス不全の発生にもっと 「仕事の責任のストレス」 が で

は、







%と僅かだった(図 た企業は、それぞれ三・一 題に起因するストレス」(一〇・五%) ストレス」 な変化)」(一七・九%)、「仕事の量 境変化のストレス(企業再編など大き 順。 があがった。続いて、 「仕事の評価のストレス」 「家庭の問題に起因するストレ (一○・五%)、「本人の % 「職場の をあ 間 \overline{o} 環

0)

(調査部・主任調査員

郡司正人)